

お客様各位

令和3年2月4日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言延長(10都府県)の対応について

政府は2月2日の新型コロナウイルス感染症対策本部で、新型コロナ特別措置法に基づき11都府県に発令中の緊急事態宣言について、栃木県のみ解除し、10都府県(東京、神奈川県、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡)では1カ月間延長すると決定いたしました。新たな期限は3月7日までとなっており、10都府県でも感染状況が改善すれば、期限を待たずに順次、宣言を解除する方針を表明されました。

上記緊急事態宣言延長を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきまして、下記の通り時差出退勤制を時限的に延長することとし対応を行なわせていただきます。

<東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9:00 ——> 実施後 AM8:00~AM10:00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17:20 ——> 実施後 PM16:20~PM18:20 の間を終業時刻とする。

<延長期間>

令和3年2月7日(日)から令和3年3月7日(日)まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上